

参議院議員選挙公約に対する全国市長会要請

平成 22 年 4 月 27 日
全 国 市 長 会

地域のことは地域に住む住民が決めて、活気に満ちた地域社会をつくるためには、基礎自治体を重視した真の地方分権改革を断行し、国と地方の関係について対等の立場で対話していける関係へと根本的な転換を図っていかなくてはなりません。

そのためには、地方の声、現場の声を十分踏まえたうえで、地方の実態に即した各種政策を推進することが必要不可欠です。

全国市長会においては、こうした観点から従来より「地方分権改革の推進に関する決議」や「都市税財源の充実強化に関する決議」等を行っております。

については、真の地方分権改革を実現するために必要不可欠な下記事項について、貴政党の参議院議員選挙公約（マニフェスト）に盛り込み、実行していただくよう強く要請します。

記

1. 都市自治体における自治立法権・自治行政権の確立

(1) 都市自治体への権限移譲の推進

国と地方の役割分担を明確にし、「基礎自治体優先の原則」・「補完性・近接性の原理」に基づき、国や都道府県から総合行政主体としての都市自治体に対し、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る制度単位での包括的な権限を移譲し、都市自治体が総合的、一体的に事務事業を実施できようになるとともに、移譲された事務を円滑に実施するため必要となる財源と人材を確保すること。

(2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権の拡大

都市自治体の自主性の強化及び条例制定権の拡大を図る見地から、法令による義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って廃止することを原則とし、少なくともその全部・一部を条例に委任するか、条例による補正の許容（上書き権）を認めること。

(3) 国と地方の役割分担を踏まえた行政の簡素・効率化

国と地方の二重行政を解消するため、都市自治体の意見を反映した国の出先機関の廃止縮小を早急に実施すること。

2. 都市税財源の充実強化による自治財政権の確立

(1) 地方交付税の復元・増額の継続と法定率の引上げ

- 地方交付税の復元・増額を継続することにより、低下した財源調整・財源保障機能を回復・強化するとともに、増大・多様化する都市の財政需要を的確に反映し、その増額を図ること。この場合、赤字地方債である臨時財政対策債の発行は厳に抑制するとともに、それらの元利償還金については確実に補てんを行うこと。
- 地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」を創設すること。

(2) 国と地方の役割分担に応じた税源配分と地方消費税の充実

- 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本として、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- 福祉・医療・教育・消防など市民生活に直結する行政サービスを提供している総合行政主体としての都市自治体の財政需要の急増と多様化に対応するため、税源の偏在が少なく税収が安定している普通税としての地方消費税を拡充すること。
- 環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての検討も行うこと。

(3) 地方の自由度を高める国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金の改革は、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、国と地方の役割分担を明確化し、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税の復元・増額と一体として、国庫補助金を廃止・一般財源化し、その総件数を縮小すること。

(4) 国直轄事業負担金・都道府県事業負担金の抜本的見直し

直轄事業負担金等については、建設事業に係る国、都道府県・市町村の役割

分担を明確化し、当該事業に要する経費の一部を負担させている仕組みを見直し、早期に当該制度を廃止すること。

3. 高齢者医療制度等の改革

後期高齢者医療制度を廃止して新たな医療保険制度を創設するに当たっては、運営主体を以前の市町村単位に後戻りさせることはもとより、被保険者をはじめ現場に混乱をもたらすことは断じてあってはならず、その改革の方向としては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国または都道府県を保険者とする国民健康保険制度の再編・統合等を行うこと。

併せて、後期高齢者医療制度の廃止に伴い、国民健康保険制度の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全な措置を講じること。

4. 子ども手当のあり方

平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計に当たっては、国が全額を負担するとともに、都市自治体の意見を十分尊重して、総合的な子育て支援策に関し国と地方の役割分担を明確にした制度の構築を図ること。

また、保育料、給食費等の未納問題に対応するため、必要に応じて子ども手当を未納の保育料等の徴収すべき子育て関係費用に充てることができるよう、法律に明記すること。

5. 国と地方の協議の場の適切な運営

国と地方が真に対等・協力のもとに運営するために、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うこと。

また、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会等の積極的な活用を図り、事前に十分検討を深めること。